

豊田市電子契約実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が締結する電子契約の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条第1号に規定する契約担当者をいう。
- (2) 契約者 豊田市契約規則第2条第2号に規定する契約者をいう。
- (3) 電子契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録を作成することにより締結する契約をいう。
- (4) サービス提供事業者 市長と電子契約サービスの提供に係る契約を締結する事業者をいう。
- (5) 立会人型電子契約サービス サービス提供事業者が契約担当者及び契約者の指示を受けて、サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名をいう。）を行う方式の電子契約サービスをいう。
- (6) 承認ルート 契約内容を確認し、承認する者の氏名、メールアドレス及び送信ルートをいう。
- (7) アクセスコード 第三者による文書の閲覧を防止するための符号をいう。
- (8) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる符号をいう。
- (9) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。

(電子契約の締結方法)

第3条 電子契約の締結は、サービス提供事業者の提供する立会人型電子契約サービスを利用して行うこととする。

2 契約担当者及び契約者は、利用する電子契約サービスの利用方法に従って利用しなければならない。

3 電子署名は、契約者、契約担当者の順に行うこととする。

(電子契約の対象)

第4条 電子契約にて締結することができる契約は、次のとおりとする。

- (1) 契約担当課へ契約締結の依頼をする契約
- (2) 契約担当課が発注する契約のうち前号の契約に相当する契約
- (3) その他市長が指定する契約

(利用の申出)

第5条 一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者は、参加しようとする当該

案件の契約の締結の方法について電子契約又は紙媒体の契約書のいずれか希望する方法を、入札公告、指名競争入札通知等において市長が定める申出方法に従って申し出なければならない。

2 随意契約によろうとするときは、契約担当者が見積書の徴取に応じて見積書を提出しようとする者は、当該案件の契約の締結の方法について電子契約又は紙媒体の契約書のいずれか希望する方法を、見積書徴取通知等において市長が定める申出方法に従って申し出なければならない。

3 前2項の申出において電子契約を希望する者は、電子契約サービスを利用する前に、あいち電子申請・届出サービスその他これに類すると市長が認めるサービスにより、次に掲げる事項を市長に提出しなければならない。なお、市長がやむを得ないと認めた場合は、その他の方法で提出できるものとする。

(1) 氏名又は名称

(2) 連絡先担当者の氏名

(3) 連絡先メールアドレス

(4) 連絡先電話番号

(5) 承認ルート of 申請区分（承認ルートを設定する契約種別をいう。次条において同じ。）

(6) 業者統一番号（豊田市入札参加資格者名簿に登録のある事業者についてはあいち電子調達共同システムにて付与される統一番号をいい、その他の事業者については市長が指定する番号をいう。）

(7) 承認ルートにおける承認する者の氏名及びメールアドレス

(8) アクセスコード

4 前項第7号の承認する者は、3人以内とする。

（承認ルートの設定数）

第6条 契約者における承認ルートの設定数は、契約者1者当たり、工事、コンサル及び物品等の申請区分ごとに1つとする。

（パスワード等の適切な管理）

第7条 職員は、パスワードを他者に知られないように適切に管理しなければならない。

2 契約者は、アクセスコードを他者に知られないように適切に管理しなければならない。

3 契約者は、アクセスコードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

（電子契約サービスの運用及び管理）

第8条 契約担当課は、電子契約サービスの運用及び管理に関して、次に掲げる事務を行う。

(1) アカウントの設定及び変更

(2) パスワードの設定及び変更

(3) 契約者のメールアドレス及びアクセスコードの登録

(4) その他電子契約サービスの適正な運用及び管理のために必要な事務

(紙媒体の契約書への切替え等)

第9条 システム障害、広域停電等により電子契約サービスが利用できない場合の契約の締結の方法は、紙媒体の契約書によることとする。

2 前項に規定する場合のほか、契約担当者は、第5条の申出にかかわらず、必要と認める場合は、原契約が電子契約によるものか否かを問わず、電子契約又は紙媒体の契約書のいずれによってもその変更契約を締結することができる。

(他の要綱等の読替え)

第10条 電子契約にて締結することができる契約については、他の要綱、要領その他の内規中「契約書」とあるのは「契約書（契約の内容を記録した電磁的記録を含む。）」と読み替えて適用するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 電子契約の対象となる契約は、第4条の規定にかかわらず、当分の間、同項第1号の契約のうち建設工事請負契約に限り、その他の契約については、市長が別に定める日から電子契約の対象とすることとする。

(準備行為)

3 市長は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。